

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）></p> <ul style="list-style-type: none">・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険（資格）システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（※）」という。） ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 資格情報（個人）ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第24、44項
--------	-------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第69～71項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、 131、137、141、145、158、161、164～166、173項 (オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	矢板市総務課行政担当
-----	------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	矢板市総務課行政担当 0287-43-1111
-----	-------------------------

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。</p>				
9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I－1－③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム	国民健康保険(資格)システム 国保情報集約システム 次期国保総合システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム	事後	
平成28年10月7日	I－2特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 資格情報(個人)ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	事後	
平成31年2月4日	新様式への変更		「IV リスク対策」追加	事後	
平成31年2月4日	I－1－③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国保情報集約システム 次期国保総合システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム	国民健康保険(資格)システム 国保情報集約システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年2月4日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42、43、44項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42、43、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I－1－②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p>	<p>国民健康保険法等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I－1－③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 国保情報集約システム 統合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム (以下「国保総合(国保集約)システム(※)」とい う。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システム サーバ群と、市区町村に設置される国保総合P Cで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和2年1月30日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成2 6年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成2 6年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1、2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I－4－②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42、43、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I－4－②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I－4－②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項</p>	事後	
令和5年1月25日	II－1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条	番号法第9条第1号 別表の第24、44項	事後	
令和6年12月10日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第42～44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、81、87、93、97、106、109、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30項に係る主務省令は未公布 (オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第69～71項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、116、125、131、137、141、145、158、161、164～166、173項 (オンライン資格確認の準備業務における情報連携の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1、2項	事後	